

令和7年度

**栄養教諭5年経験者研修
実施要領**

沖縄県教育委員会

令和7年度 栄養教諭5年経験者研修実施要領

1 育成指標：充実ステージ

〔教職を支える力〕 〔人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解〕 〔生徒指導力〕 〔食育推進力〕 〔学校運営力〕

2 目的

栄養教諭経験者研修は、栄養教諭初任者研修における研修内容及びこれまでに習得した栄養教諭としての専門的知識・技能等を踏まえ、給食管理や食に関する指導全般に関する専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的とする。

3 対象

小・中学校及び特別支援学校の経験5年目の栄養教諭

4 研修内容

校外研修として、県立総合教育センター等における研修を4日程度受けるものとする。

(1) 市町村立小・中学校は、各教育事務所が行う研修を1日受講し、県立総合教育センターが行う研修を3日受講する。

(2) 県立学校(特別支援学校・中学校)は、県立総合教育センターが行う研修を4日受講する。

5 校外研修計画

	期 日	対 象	場 所	育 成 指 標	主 な 内 容
第1回	5月～8月	市町村立 (小・中学校)	各教育事 務所	■教職を支える力 (倫理観・使命感・責任感)	・各教育事務所が行う研修に参加 (事務所長講話・教育法規、服務)
	8/1(火)	県立 (特支・中学校)	所属校等		～8/29(金) Web研修(オンデマンド研修) ・本県の教育的課題 等
第2回	7/28(月)	全 員	総合教育 センター	■教職を支える力(倫理観・使命感・責任感) ■学校運営力(連携・協働) ■食育推進力(食に関する指導:教育指導) ■食育推進力(給食管理)	・学習指導要領と教育課程 ・栄養教諭の職務について ・食に関する学習指導案の作成と実践 ・衛生管理の課題と改善 ・カウンセリングの理論と実践 等
第3回	7/29(火)	全 員	総合教育 センター		【栄養教諭初任・中堅・学校栄養職員中堅と合同】
第4回	11/21(金)	全 員	研究授業 実施校	■食育推進力(食に関する指導:教育指導)	・研究授業及び授業研究会 (栄養教諭初任・中堅研合同研修)

6 提出書類

校長は、次に掲げる文書等を教育委員会及び総合教育センター等に提出するものとする。

様式	文書	校種/提出部数	提出先	提出期限	備考
様式1-①	研修報告書の内容確認書	報告書を提出する前の確認用として使用(押印)し、教育センターへの報告物と一緒に提出する。			
様式1-②	校外研修報告書	全校種1部提出	教育センター(所長宛)1部	12月12日(金)必着	
様式2	衛生管理研修実施報告書	全校種1部提出			
その他	ア:食に関する指導全体計画①、② イ:定期及び日常の衛生検査の点検票第1～5・7・8票	全校種1部提出		令和8年2月6日(金)必着	ア:令和8年度版 イ:文部科学省 学校給食衛生管理基準

7 研修の欠席届・延期・中断届について

- (1) 栄養教諭5年経験者研修を欠席及び延期・中断する時は、校長は、様式3及び様式4に必要な事項を記入して、以下へ提出すること。
- (2) 研修当日に欠席事由が生じた時は、速やかに関係機関に電話連絡をし、後日欠席届を提出すること。

様式3	欠席届	市町村立小・中学校 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は、内1部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター(所長宛)1部	● 欠席の際は、所属長より、研修実施機関(教育事務所または総合教育センター)へ連絡を入れ、後日、速やかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立(特支・中学校) 計1部提出	教育センター(所長宛)1部	
様式4	延期・ 中断届	市町村立小・中学校 計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は、内1部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター(所長宛)1部	● 研修を延期・中断する場合には、速やかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立(特支・中学校) 計1部提出	教育センター(所長宛)1部	